

岡山県時短要請協力金（第3期）のよくある質問

<申請について>

問1 申請期間、申請方法はどうか。

(答) 申請受付の開始は7月中旬頃の予定でしたが、前倒しを行い、6月21日(月)から受け付けます。受付期限は8月20日(金)までです。

申請要領、申請書類様式は6月21日(月)に岡山県ホームページに掲載しますので、そこからダウンロードできます。

申請書類様式は第1期・第2期・第3期でそれぞれ異なり、別々に作成いただく必要がありますので、ご注意ください。

なお、第3期の申請については、第1期又は第2期の「支給決定及び額の通知書」が手元にある場合、申請時にその写しを添付いただければ、第3期の申請書類の一部を省略できます。詳しくは、第3期の申請要領をご確認ください。

問2 申請後、どの程度の期間で協力金が支給されるのか。

(答) 申請書類に不備等がなければ、受付後1か月程度で支給できる見込みです。

なお、受付期限が近付くと申請が集中し、審査に時間を要する可能性がありますので、お早めの申請をお願いします。

問3 複数の施設(店舗)で休業又は時短営業を行った場合、申請は施設ごとに行う必要があるのか。

(答) 複数の施設がある場合は、複数の施設分をまとめて1回で申請してください。1事業者につき申請は1回限りです。

<申請主体について>

問4 対象地域外に本社がある企業は協力金の対象となるのか。

(答) 支給要件を満たせば支給対象となります。事業者の本社所在地は支給要件に含まれていません。

問5 大企業も協力金の対象となるのか。

(答) 支給要件を満たせば支給対象となります。事業者の規模は支給要件に含まれていません。

問6 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業主は、協力金の支給対象となるのか。

（答）食品衛生法の規定に基づく営業許可を取得している飲食店等を運営するなど、支給要件を満たしていれば支給対象となります。

問7 今回の要請から協力する場合でも、協力金の支給対象となるのか。

（答）以前の要請に協力いただけなかった飲食店等が、今回の要請に協力いただいている場合は、支給要件を満たしていれば支給対象となります。以前の要請に協力いただいたことは支給要件に含まれていません。

<期間について>

問8 要請期間中の全ての日に休業又は時短要請への協力が必要なのか。要請期間の途中で協力をやめた場合はどうなるのか。

（答）要請期間中の全ての日（6月1日から6月20日まで）に休業又は時短営業をした場合に限り、支給要件を満たすこととなります。要請期間の途中で休業又は時短営業を取りやめた場合は、支給対象とはなりません。

<対象施設について>

問9 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となるのか。

（答）イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、支給対象とはなりません。

問10 ホテル・旅館、フードコート内の飲食店は協力金の対象となるのか。

（答）ホテル・旅館、フードコート内の飲食店が休業又は時短営業に協力いただいた場合は、支給対象となります。フードコートの飲食スペース全体の休業又は時短営業が困難な場合であっても、協力いただいた個々の店舗については支給対象となります。可能な限り、飲食スペース全体が要請に協力いただけるようお願いします。

問11 テイクアウト形式の飲食店（例：たい焼き屋）だが、要請の対象となるのか。

（答）宅配・テイクアウトサービスの専門店は、要請の対象外です。

問 12 対象となる複数の施設（店舗）を有している場合、全ての施設に支給されるのか。

（答）対象となる全ての施設に支給されます。1事業者につき申請は1回限りですので、対象施設分をまとめて1回で申請してください。

<時短の態様について>

問 13 元々、5時から19時まで営業している施設（店舗）が、5時から18時までの時短営業をした場合、協力金の支給対象となるのか。

（答）問の例は、元々の営業時間が5時～20時を超えていない施設が営業時間を短縮したケースであるため、協力金の支給対象とはなりません。

なお、酒類又はカラオケ設備を提供している施設であれば、休業した場合には、協力金の支給対象となります。

問 14 要請期間中に定休日が含まれるが、協力金の支給対象となるのか。

（答）元々の営業時間が5時～20時を越えており、今回、休業又は時短営業に協力した場合は、定休日も支給対象となります。

問 15 酒類又はカラオケ設備を提供しておらず、元々の営業時間が5時～20時の範囲を超えている施設（店舗）だが、休業した場合は協力金の支給対象となるのか。

（答）酒類又はカラオケ設備を提供しておらず、元々の営業時間が5時～20時の範囲を超えている施設は、

① 営業時間を5時～20時の範囲内に短縮した場合 又は ② 休業した場合には、協力金の支給対象となります。

協力金の支給対象かどうかについては、対象フロー図を参考にしてください。

問 16 20時までの時短営業とは、具体的にはどういう状態にすればいいのか。

（答）20時までに閉店してお客様がいない状態にする必要があります。そのため、20時までに閉店できるよう、ラストオーダー時刻を早めるなどの対応をお願いします。

また、酒類又はカラオケ設備の提供を行っている場合は、酒類及びカラオケ設備の提供を終日行わない（利用者による酒類の店内持ち込みをさせない）ようにする必要があります。

問 17 要請期間中、休業又は時短営業ができず 20 時以降も営業した日がある場合、協力金は支給されるのか。また、第 1 期・第 2 期のような猶予期間はないのか。

(答) 要請期間中の全ての日において、休業又は時短営業をした場合に限り、協力金の支給対象となるため、休業又は時短営業ができなかった日が 1 日でもある場合や、休業又は時短営業を 6 月 1 日から行っていない場合は、支給対象とはなりません。

第 3 期は、前回の第 2 期と要請内容や対象区域が同じであり、第 2 期から引き続いての要請であるため、猶予期間は設けていません。

問 18 要請対象となる複数の施設（店舗）を持っている。A 店は要請期間中の全ての日において休業又は時短営業をしたが、B 店は休業又は時短営業ができなかった。この場合、協力金は支給されるのか。全ての対象施設で協力しないと協力金は支給されないのか。

(答) 感染拡大防止の観点から、できる限り全ての対象施設において休業又は時短営業をお願いします。

やむを得ず協力いただけなかった施設がある場合も、施設ごとに支給要件を判断しますので、問の例では A 店のみが支給対象となります。

<支給金額の算定について>

問 19 1 日当たりの売上高は全事業所の売上高を用いるのか。

(答) 対象となる施設（店舗）ごとの飲食部門の売上高を用いて、申請施設ごとに 1 日当たりの売上高を計算してください。

問 20 業種別ガイドラインとは何か。どこで確認できるのか。

(答) 自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により業種ごとに策定されたガイドラインです。ご自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。ガイドラインの一覧は、内閣官房ホームページをご確認ください。

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

問21 協力金は課税対象なのか。

(答) 税務署から課税対象と聞いていますが、詳細は税務署にご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて国や地方公共団体から支給される給付金、助成金等については、支援の対象者や目的等により、課税対象となるかどうか異なります。詳しくは、国税庁ホームページの「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をご確認ください。

問22 協力金が支給された施設（店舗）は公表するのか。

(答) 協力金の支給完了後、岡山県ホームページで店舗の屋号等を公表します。

問23 第2期で休業又は時短営業をした施設（店舗）が、引き続き第3期でも休業又は時短営業をして、第3期の協力金を申請する場合も、同じ申請書類を提出しなければならないのか。

(答) 申請手続きは、第1期、第2期、第3期でそれぞれ行っていただく必要があります。申請書類はそれぞれ提出いただく必要があります。

なお、第3期の申請については、第1期又は第2期の「支給決定及び額の通知書」が手元にある場合、申請時にその写しを添付いただければ、第3期の申請書類の一部を省略できます。

また、第3期の申請書類を郵送で提出する場合は、第3期と第2期の申請書類を同じ封筒（同じ宛先）に入れて郵送することができます。

詳しくは、第3期の申請要領をご確認ください。

問24 旅館を経営しており、飲食店の営業許可を受け、宿泊客ではない一般客を対象に、宴会場を会場にして酒類を提供している。協力金の支給を受けるにはどうすればよいか。

(答) 問の例では、元々の営業時間が5時～20時を超えている場合は、酒類及びカラオケ設備の提供を止めて営業時間を5時～20時まで短縮いただくか休業していただければ、協力金の支給対象となります。

元々の営業時間が5時～20時を超えていない場合は、休業していただければ、協力金の支給対象となります。

問 25 旅館・ホテル内の食事処、居酒屋、カラオケ喫茶、ラウンジなど、宿泊客ではない方も利用できる施設（店舗）は協力金の支給対象なのか。

（答）問の例のような施設は、飲食店の営業許可を有しており、要請の対象施設であるため、支給要件を満たしていれば、協力金の支給対象となります。

問 26 旅館・ホテルの宿泊客へのお酒や食事の提供はどうなのか。

（答）宿泊客が食事をする食事処は、飲食店の営業許可を有しており、今回の要請の対象施設となるため、お酒の提供はできません。宿泊客に対するお酒の提供は部屋のみとしてください。

宿泊客への食事の提供は、宿泊サービスの一つであることから、20時を過ぎてもやむを得ないとしていますが、部屋食にするなど、食事処での提供はできる限り20時までには終わるようにしてください。

問 27 今回の協力金の内容は、前回の第2期と何が異なるのか。

（答）緊急事態措置が延長されたことに伴い、引き続き要請内容に協力いただいた場合、第2期の5月16日～5月31日分と同様に協力金を支給します。

<その他>

問 28 協力金（第3期）と国の月次支援金（4月～6月）はどちらも受給できるか。

（答）協力金（第3期）を受給した場合、国の月次支援金を申請できない場合があります。詳しくは、月次支援金事務局相談窓口（電話0120-211-240）へお問い合わせください。

問 29 協力金（第3期）と県の飲食店等一時支援金（第2期）は両方受給できるか。

（答）協力金（第3期）を受給した場合、県の飲食店等一時支援金（第2期）の支給対象とはなりません。

問 30 飲食店と取引がある事業者向けの支援金はないのか。

（答）国の月次支援金や県の飲食店等一時支援金は、新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受けた事業者向けの支援金であり、おしぼり販売業や酒造業など、飲食店と取引がある事業者等も対象となることがあります。詳しくは、ホームページを確認いただくか、相談窓口・コールセンターへお問い合わせください。

※国の月次支援金事務局相談窓口 電話0120-211-240

※県の飲食店等一時支援金コールセンター 電話086-226-7972